

第24 総合操作盤

1 機器

総合操作盤の構造及び機能等は、総合操作盤の基準を定める件（平成16年消防庁告示第7号）の規定によるほか、次によること。

(1) 総合操作盤は、自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれていること又は受信機の機能を有していること。

(2) 予備電源又は非常電源の容量は、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間中、当該総合操作盤を有効に作動できるものであること。この場合、総合操作盤の設置の対象となる防火対象物の規模が大きく、消防活動の困難性が高いことにかんがみ、総合操作盤は停電時においてもおおむね2時間以上複数の消防用設備等の監視、制御等を行えること。

なお、総合操作盤以外の部分（例えば、屋内消火栓設備のポンプ、自動火災報知設備の地区音響装置等）については、原則として、個々の消防用設備等の非常電源に係る規定において必要とされる容量以上の容量を有していれば足りるものであるが、火災の感知、避難誘導、消防用設備等の監視・制御等に係る部分については、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間、有効に作動できるものとする。

(3) 表示機能に関する事項

告示において規定されていない設備等のシンボルマーク等については、規定されている設備項目ごとのシンボル等と紛らわしくないものであれば、使用して差し支えないが、シンボルの意味する内容が容易にわかるように措置すること。

(4) 警報機能に関する事項

警報音又は音声警報音は、システム異常を示す警報と各消防用設備等の作動等の警報との区分、消防用設備等ごとの区分が明確となるよう、音声、鳴動方法等を適切に設定すること。

(5) 操作機能に関する事項

操作スイッチについては、当該防火対象物に設置される消防用設備等の設置状況や使用頻度、操作パネルの構造等により、1対1対応の個別式、テンキーとスイッチの組合せ方式、CRTのライトペンやタッチパネル方式等の中から適切なものを選択すること。

(6) 制御機能

システムの大規模化及び情報通信技術の導入に伴い、システム構成要素の異常及び故障が全体機能の障害につながる可能性があるため、その対応策を講じる必要があること。この場合において、電源、CPU等の機能分散を図ったハード構成、フェイルセーフを考慮した機能設定、自己診断機能等による異常や故障の早期発見、システム判断、ユニット交換等の方法により設置されていること。

(7) 消防隊活動支援機能

消防隊への情報提供が円滑に行えらるとともに、CRT等の表示が容易に理解できるよう設計されていること。

なお、消防隊到着後においても原則として、総合操作盤に係る操作については、消防隊の指示により防災要員が行うこと。

(8) 配線

総合操作盤と消防用設備等との監視、制御及び操作に係る配線は、耐熱配線とすること。

2 設置場所

総合操作盤の設置方法を定める件（平成16年消防庁告示第8号）に規定する総合操作盤の設置場所は、次によること。

- (1) 総合操作盤の設置場所は、原則として防災センターとすること。
- (2) 防災監視場所のうち、防災センターの位置及び構造は、次によること。

ア 位置

- (ア) 避難階、その直上階、又は直下階で外部から出入りが容易な位置にあること。
- (イ) 非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段の付近である等、当該防火対象物の縦動線に容易に近づける位置にあること。
- (ウ) 消防隊の進入口から近い位置であること。また、進入経路は防災センターに容易に至ることができるものであること。

イ 構造

- (ア) 設置された防災システムの監視、操作等及び維持管理が容易にでき、かつ、消防活動の拠点としての使用を考慮した有効な広さ（おおむね40㎡以上）を有すること。
- (イ) 火災により発生する熱、煙等から、防災要員の安全を確保するため、次の措置が講じられていること。
 - a 防災センターの壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。
 - b 防災センターは、建基令第112条の規定による防火区画とすること。
 - c 非常用の照明装置を設けること。

ウ 火災時の消火水等を含め、漏水、浸水に対して適切な防水措置が講じられていること。

3 その他

自衛消防隊及び公設消防隊による消防活動を的確、かつ、効率的に実施するため、総合操作盤の近傍には、次に掲げる図書等を備え付けることが望ましい。

- (1) 各階平面図
- (2) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の各種設備図
- (3) 建築設備等に関する図書
- (4) 危険物施設、毒劇物、高圧電気設備、放射性同位元素等の位置図
- (5) 主要な関係者等の連絡先